

アクセプト  
成年後見実践講座

Ⅱ 成年後見制度の概要



一般社団法人  
中野権利擁護センター

アクセプト



独立行政法人福祉医療機構  
社会福祉振興助成事業

## Ⅱ 成年後見制度の概要 編

### 目次

第5章 成年後見制度の基礎 .....	1
1 後見制度の意味.....	1
2 成年後見制度とは.....	1
1) 新しい成年後見制度 .....	1
2) 成年後見制度の種類 .....	1
3) 法定成年後見と任意後見の特徴.....	2
3 成年後見人等 .....	3
1) 成年後見人等の義務と責任 .....	3
2) 成年後見人等の権限 .....	4
3) 成年後見人になれる人（成年後見人等の欠格事由） .....	4
4) 成年後見人等の職務内容 .....	5
5) 成年後見人等の利用に必要な費用 .....	6
4 成年後見人制度利用の現状と課題 .....	8

1) 成年後見制度利用者数の現状.....	8
2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律 .....	8
<b>第6章 成年後見制度各論 I (法定後見制度) .....</b>	<b>11</b>
1 法定後見制度の種類 .....	11
1) 法定後見の種類 (種類) と判断能力の目安.....	11
2) 後見 (支援) 類型と支援内容.....	11
2 後見、保佐及び補助の各対象者.....	12
1) 後見の対象となる人 .....	12
2) 保佐の対象となる人 .....	13
3) 補助の対象となる人 .....	13
4) 法定後見の種類変更 .....	13
3 法定後見人等の権限 .....	13
1) 後見人の権限 .....	13
2) 保佐人と補助人の権限.....	14
3) 利益相反行為についての規制.....	15
4 法定後見制度利用に至る契機又は動機.....	15

5	法定後見の申立てから後見等業務の終了まで.....	16
1)	後見開始の審判の申立て.....	16
2)	家庭裁判所による審理.....	18
3)	家庭裁判所による審判.....	19
4)	審判の告知と確定.....	19
5)	登記.....	19
6	成年後見人等の事務.....	19
1)	財産管理と身上保護.....	19
2)	家庭裁判所への報告.....	20
3)	後見制度支援信託・預貯金制度.....	20
7	成年後見人等の辞任.....	22
8	成年後見人等の死亡.....	22
9	成年後見人等の解任.....	22
10	成年後見の終了.....	23
1)	後見の終了事由.....	23
2)	後見終了時の事務.....	23

3) 後見人が行う死後事務.....	23
参考資料.....	25
<b>第7章 成年後見制度各論Ⅱ（任意後見制度） .....</b>	<b>32</b>
1 任意後見制度の概要 .....	32
1) 任意後見制度とは .....	32
2) 任意後見の特徴.....	32
3) 任意後見契約 .....	33
2 任意後見人.....	34
3 任意後見監督人.....	34
1) 任意後見監督人の職務.....	34
2) 任意後見監督人の義務.....	34
4 任意後見制度の種類 .....	34
1) 即効型 .....	36
2) 将来型 .....	36
3) 移行型 .....	36
5 任意後見開始までの手続きの流れ .....	36

1) 任意後見契約の検討 .....	36
2) 任意後見契約の締結 .....	37
3) 後見監督人選任申立ての準備.....	37
4) 申立て・審問・調査 .....	38
5) 任意後見監督人選任の審判・登記 .....	38
6 任意後見制度に係る費用 .....	38
1) 任意後見契約書の作成に必要な経費.....	38
2) 任意後見制度を利用する場合に必要な費用.....	39
7 任意後見の終了.....	40
8 任意後見契約の解除 .....	40
9 任意後見監督人の辞任、解任.....	40
10 任意後見と法定後見.....	40
1) 任意後見と法定後見の関係 .....	40
2) 任意後見制度のメリットとデメリット .....	41
11 老後に備える財産管理のための制度 .....	41
1) 見守り（見守り契約を任意後見契約と併用） .....	41

2) 財産管理等委託契約 .....	42
3) 死後事務委任契約 .....	42
4) 家族信託.....	42
参考資料.....	44
<b>第8章 市民後見活動 .....</b>	<b>54</b>
1 市民後見人の理念と役割.....	54
1) 市民後見人に期待される活動.....	54
2) 市民後見人の特長（生かしたい強み） .....	55
3) 活動の規範（後見支援活動のあり方） .....	56
2 市民後見人及び親族後見人への支援.....	57
1) 人材の確保と養成 .....	57
2) 活動へのサポート .....	57

## 第5章 成年後見制度の基礎

### 1 後見制度の意味

後見とは、親権者のいない未成年者や認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない状態にある人を保護・支援するために、必要な手続きを経て選任された「後見人」が、被後見人の財産を管理し、被後見人の代わりに契約などの法律行為を行うことを言います。

法に定められている後見制度には、未成年後見制度と成年後見制度（法定後見・任意後見）とがあります。

### 2 成年後見制度とは

#### 1) 新しい成年後見制度

禁治産制度に代わる新しい制度として成年後見制度が誕生したのは、平成12（2000）年介護保険制度がスタートしたときです。

介護保険制度によって、ホームヘルパーの派遣や特別養護老人ホームへの入所などの介護サービス利用の仕組みが、措置制度から契約制度へ変わりました。

措置制度では、利用者が希望するサービスの利用可否や、その人が利用すべきサービスの種類や量を、行政（区市町村福祉事務所）が必要性を判断して決定していました。しかし、高齢化率の上昇により介護サービスを必要とする高齢者が急増し、高齢者介護の新たな仕組みづくりが急務となり、介護保険制度がスタートしました。

「老人ホームへの入所」を例にとると、利用者やその家族は、福祉事務所に対して「措置申請書（老人ホームに入所したいとの申し出）」を提出し、福祉事務所が必要な調査を行うなどして「入所の可否を判定」し、「入所措置が適当」との判定を受けた場合には、「待機期間」を経て、施設に空きがでると「入所措置」を決定し、「移送措置」によってご本人を「入所させる」という仕組みでした。こうした措置制度とは異なり、介護保険制度では利用する介護サービスを利用者本人が決めて、サービス提供事業者と契約し、利用料を支払う制度に変わりました。

しかし、認知症の方などの場合には、介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。

#### 2) 成年後見制度の種類

成年後見には、「法定後見」「任意後見」の2つの制度があります。法定後見の根拠法令は主に民法であり、他方、任意後見は「任意後見契約に関する法律」に規定されていま



す。原則として「任意後見」優先で、任意後見と法定後見を同時に利用することはできません。

(1) 法定成年後見制度

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に後見開始の審判等を申立て、家庭裁判所に選ばれた後見人が本人の支援を行うものです。家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

法定後見制度には、ご本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。「法定後見制度」という場合には、この3つの類型を総称します。

(2) 任意成年後見制度

現在は判断能力がある人が、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

本人の判断能力が不十分になる前に、信頼できる人と任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見を開始させるものです。任意後見人の権限や選任などは本人がみずから決定します。

(3) 法定成年後見と任意成年後見の関係

自分の意志で任意後見契約を締結している場合は、本人の判断能力が低下したときには、任意後見を開始することができます。任意後見契約を締結していない場合は、後見人が必要な状況になった場合には、法定後見を開始することになります。

3) 法定成年後見と任意後見の特徴

	法定後見(保佐・補助を含む)	任意後見
対 象	現在、認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方	老後や将来の設計ができるほど、判断能力が十分ある方
手 続 き	申立人(ご本人や親族など)が家庭裁判所に申立てを行います。	ご本人が任意後見受任者と契約し、公証役場で公正証書を作成します。
後 見 人 等	後見人等は家庭裁判所が決めます。親族以外に、法律・福祉の専門家や、福祉関係その他の法人が選ばれる場合があります。申立てのときに後見人等候補者を推薦することもできます。	「後見人候補者」は本人が決めます。本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。後見監督人は家庭裁判所が決定します。
内 容	判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分され、仕事や権限の範囲も違います。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、「代理権目録」により、公正証書に定めた内容になります。
監 督	法定後見人は、原則、家庭裁判所の監督を受けます。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した任意後見監督人の監督を受けます。

### 3 成年後見人等

この章においては、成年後見人、保佐人、補助人を総称して「成年後見人等」と呼びます。

#### 1) 成年後見人等の義務と責任

成年後見人等（「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」）は、被後見人の財産を管理する大きな権限を有しています。そのために、相応の義務と責任を負っています。

##### (1) 善管注意義務

善管注意義務とは、「善良な管理者の注意義務」の略であり、成年後見人等には、この注意義務が課されています（民法第644条、第869条ほか）。

後見人等として職務を遂行するにあたっては、「善良な管理者の注意」をもって行う義務があり、これを怠ると、義務違反による過失が認められることとなります。

「善良な管理者の注意」とは、その人の職業や社会的地位等に照らして通常期待される程度の注意をいいます。「成年後見人等」として支援を必要としている成年被後見人等の財産を管理する注意義務ですから、かなり高度な注意義務が要求されることとなります。

善管注意義務と対比される注意義務として、「自己の財産におけるのと同じの注意義務」というものがありますが、他人の財産を管理する後見人に求められる注意義務は、「自己の財産におけるのと同じの注意」では足りないということとなります。

善管注意義務を怠ったことにより、本人（被後見人）に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負うことがあります。

##### (2) 身上配慮義務

民法は「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」（第858条ほか）と、成年後見人の身上配慮義務を定めています。

成年後見人は、法定代理人として、医療や介護、福祉に関する契約を結ぶなどの法律行為を行い、本人の財産を処分する権限を有していますが、その権限はあくまでも本人の利益のために付与されたものです。そのため、これらの権限を行使するにあたっては、必ず本人の身上に配慮しなければならないとされているのです。

##### (3) 成年後見人等の義務と第三者

善管注意義務や身上配慮義務は、本人に対する義務です。

これに対して、成年後見人が、被成年後見人が第三者に損害を与えた場合に、この損害に対して何らかの義務や責任を負っているかという問題があります。

「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とされているからです。（民法第714条）。

しかし、成年後見人に課されている法律上の義務は、「療養看護義務」を負っていた旧

禁治産制度における後見人とは異なり、成年被後見人に関する事務を行なうにあたっての身上配慮義務であり、第三者に対する加害防止義務を導き出すのは無理があり、成年後見人が一般的に「監督義務者責任」を負うことはないと考えられています。

※「鉄道会社に損害を与えた認知症患者」の家族に対する損害賠償請求事件に関する最高裁判決平成28年3月1日

「監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情がない限り、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない」（「成年後見人は法定の監督義務者として想定しうる」とする少数意見あり）

## 2) 成年後見人等の権限

代理権とは、被後見人に代わって契約を締結したり、費用の支払いをしたりするほか、遺産分割協議、不動産の売却など、本人に代わって契約等の法律行為を代理する権利のことです。

同意権とは、これから本人が契約しようとするときに同意を与え、同意を与えていない契約を取り消すことができる権利のことをいいます。

任意後見人の代理権は任意後見契約で定められた範囲になります。

	同意権	取消権	代理権
後見	同意権は不要とされるため、同意権はありません	日常生活に関する行為以外の行為全て取り消し可	財産に関するすべての法律行為 ※身分行為は除く
保佐	民法13条1項に定める、「借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの重要な法律行為」 申立てにより所定の行為にも拡大が可能		申立ての範囲内、かつ「家」 庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為
補助	申立ての範囲内（本人の同意が必要）で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）		申立ての範囲内、かつ「家」 庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為
任意後見	任意後見人には、同意権及び取消権はありません		契約で定めた範囲

## 3) 成年後見人になれる人（成年後見人等の欠格事由）

成年後見人等となるのに特別な資格は必要ありません。しかし、法第847条で定められた欠格事由に該当する場合、成年後見人等となることはできません。

(1) 法定後見人等になれる人（民法第847条「後見人の欠格事由」他）

- ①未成年者
- ②成年後見人等を解任された人
- ③破産者で復権していない人

④本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子

⑤行方不明である

(2) 法定後見監督人になれない人（民法第850条「後見監督人の欠格事由」他）

法定後見人等になることができない他、後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができません。

(3) 任意後見人の欠格事由

任意後見人になるのにふさわしくない事由は、本人を保護する事務をするのに適当ではない人物を排除するための事由であり、法定後見制度の後見人の欠格事由が準用されています。このため、任意後見受任者が次に掲げる者であるときは、任意後見人になることができません。（任意後見監督人が選任されません。）

①未成年者

②成年後見人等を解任されたことがある人

③破産者で復権していない人

④本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は直系血族（親、子、孫）

⑤行方不明である

(4) 任意後見人監督人の欠格事由

任意後見人になることができない人の他、任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は任意後見監督人になることができません。

#### 4) 成年後見人等の職務内容

成年後見人等の法律上の職務内容は、本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を行うことです。このうち「生活、療養看護に関する事務」のことを「身上保護」と呼んでいます（「身上監護」ともいいます）。

成年後見人等の仕事は大きくいって「財産管理」と「身上保護」の2つから構成されており、成年後見人等は財産管理だけを行っていただければ十分というわけではありません。

(1) 財産の管理

【成年後見人等ができること】
■ 預貯金通帳、印鑑の管理
■ 収支の管理（預貯金管理、年金や 給与の受取り、公共料金、税金の支払いなど）
■ 不動産の管理、処分
■ 遺産分割
■ ご本人 が不利益な契約を組んでしまった場合の取り消し
など

【成年後見人等ができないこと】
■ 利殖等を目的とした資産運用
■ 財産の贈与

■親族や第三者が支払うべき費用の立替え、支払いなど、ご本人に不利益な費用の支払い
■ご本人の利益にならない債務保証、財産放棄
■日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
など

(2) 身上保護

<b>【成年後見人等ができること】</b>
■日常生活の見守り
■ご本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
■健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
■福祉施設の入退所契約の締結、費用の支払い
■介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
■教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い
など

<b>【成年後見人等ができないこと】</b>
■買物・通院同行などの事実行為
■医療行為に対する決定及び同意（生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など）
■入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
■健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等をご本人の意思に反して強制的に行うこと
■遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
■居住する場所の指定（居場所指定権）
■ご本人の死後の事務（葬儀・相続など）
など

5) 成年後見人等の利用に必要な費用

(1) 成年後見人等の事務に係る費用

成年後見人等は、後見の事務を行うために必要な費用（交通費や通信費などの実費）は、直接、本人の財産から支出することができます。

また成年後見人等が立て替えた費用を、本人に求償することもできます。

(2) 成年後見人等の報酬

① 法定成年後見の場合

「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができる（民法第862条）」と規定されています。

成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様に規定されています。

成年後見人等は、定期的に（通常1年に一度）家庭裁判所に対して後見事務の報告を行い、同時に報酬付与の申立てを行います。

家庭裁判所は、その申立てを受けて、成年後見人等の仕事ぶりや本人の財産（主に金融資産）の状況などを考慮に入れたうえで、報酬付与の審判を行います。

後見監督人（保佐監督人・補助監督人も同様）が選任されている場合は、後見人等とは別に、後見監督人等に対しても同様の手続で報酬が付与されることとなります。法定後見人等は、家庭裁判所で決められた報酬以外の報酬を受け取ることはできませんので、報酬付与の審判を待たずに、被後見人等から個別に報酬や謝礼などの金員を受け取ることは認められません。

成年後見人等の報酬額について、家庭裁判所は次のような「めやす」を示しています。

成年後見人等の報酬額のめやす	
	東京家庭裁判所 東京家庭裁判所立川支部
1 報酬の性質（前段略）	
	専門職が成年後見人等に選任された場合について、これまでの審判例等、実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。
	なお、親族の成年後見人等は、親族であることから申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は、これを参考に事案に応じて減額されることがあります。
2 基本報酬	
(1) 成年後見人	
	成年後見人が通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額2万円です。ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。なお、保佐人、補助人も同様です。
(2) 成年後見監督人	
	成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。
3 付加報酬	
	成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。
	また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります。
4 複数成年後見人等（以下略）	

## ② 任意成年後見人の報酬

任意後見は本人と後見人との契約に基づいて成立します。後見人の報酬についても任

意後見契約で定めることとなります。

法定後見の場合と違って、任意後見人の報酬について家庭裁判所の関与はありません。したがって、任意後見契約を締結する段階で、報酬金額や支払い時期などについて、受任者と委任者がお互いに十分納得できる契約内容を確認しておくことが重要です。

### ③ 任意後見監督人の報酬

任意後見において任意後見監督人は必ず選任されることとなります。

任意後見監督人は、任意後見契約の当事者ではなく、家庭裁判所によって選任され、報酬についても、法定後見における成年後見監督人と同様の家庭裁判所の手続が必要です。

## 4 成年後見制度利用の現状と課題

### 1) 成年後見制度利用者数の現状

令和3(2021)年現在において、成年後見制度を利用している人は約24万人に過ぎず、潜在的な後見ニーズ(判断能力が不十分とみられる人の総数:推計およそ1000万人)のわずか2%を満たしているに過ぎません。

後見を必要としているすべての人が制度を利用できるように、利用を阻害する要因があればそれを取り除き、適切な利用を促していく施策を今後も進めていく必要があると考えます。

成年後見制度の利用者数の推移

単位:人

種類(類型)	平成27 (2015)	平成29 (2017)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	
成年後見	152,681	165,211	171,858	174,680	177,244	裁判所 統 計
保 佐	27,655	32,970	38,949	42,569	46,200	
補 助	8,754	9,593	10,983	12,383	13,826	
任意後見	2,245	2,516	2,652	2,655	2,663	
計	191,335	210,290	224,442	232,287	239,933	
75歳以上人口	16,270,000			18,600,000		国勢調査

### 2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

後見開始の審判等の申立件数は、平成12(2000)年後見制度発足以来、年々増え続け、平成28(2016)年には約3万5千件にまで増加しました。しかしその後、件数は頭打ちし、平成28(2016)年から5年間で、申立件数の増加率は11.6%で、成年後見制度の利用がそれほど進んでいない状況は、あまり改善されていません。

このような現状を踏まえ、成年後見制度の利用を促進すべく、平成28(2016)年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行されました。

## 成年後見関係事件数の推移

単位:件

	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3
後見開始	26,836	27,798	27,989	26,476	26,367	28,052
保佐開始	5,325	5,758	6,297	6,745	7,530	8,178
補助開始	1,297	1,377	1,499	1,990	2,600	2,795
任意後見監督人選任	791	804	764	748	738	784
計	34,249	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809

## (1) 第一期成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいて、平成29(2017)年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

- ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視

の3点を「今後の施策の基本的な考え方」と掲げ、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までを最初の計画の期間として策定され、全国どの地域でも、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制を目指し、各地域で中核機関を設置するなどの体制整備がすすめられてきました。

しかし一方で、「後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しない状況であっても、後見人等を簡単に交代してもらえない」「制度や相談先等の周知が未だ不十分である」というような問題点が指摘され、権利擁護支援の地域連携ネットワークなどの体制整備の取組みが大幅に遅れているなどの実態が明らかにされてきました。

## (2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

高齢化はいよいよ本格化するとともに、地域では「8050問題」といわれるように高齢者や障がい者に対する支援だけでは解決できないような複合的なニーズへの支援体制が求められる中、令和4(2022)年度から5か年を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。この第二期計画は、サブタイトルとして「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」が掲げられ、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」が位置付けられました。

「権利擁護支援」とは、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を行うことで、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的のための支援活動であると定義されます。

ゆえに、成年後見活動は、判断能力が不十分な人を対象にした「権利擁護支援」の活動



であると明確に定義づけられたと言えます。

(3) 第二期基本計画の基本的な考え方

① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

第二期基本計画では、地域共生社会について、「地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。」と記述されました。

第二期基本計画においては、「成年後見制度の利用者を増やすこと」、「首長申立を活性化させること」など、成年後見制度の利用者を増やすことが目的ではなく、支援を必要とする人の暮らしを支えるひとつのしくみとして「成年後見制度」が役割を果たすことができるよう、地域の体制を整備することが重要とされました。

② 成年後見制度の運用改善等

権利擁護支援のひとつの手段として、成年後見制度が活用されるためには、現在の成年後見制度の運用をさらに改善させていくことが大事であり、基本計画では運用改善等について、以下のことに取り組むとされました。

「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」

- 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- 各種手続における後見業務の円滑

(担当：小澤佳代子)

## 第6章 成年後見制度各論 I (法定後見制度)

### 1 法定後見制度の類型

#### 1) 法定後見の類型（種類）と判断能力の目安

法定後見制度とは、親族や関係者からの申立てにより家庭裁判所に選任された成年後見人、保佐人及び補助人が、認知症などによって判断能力が低下した本人に代わり、財産管理や法律行為を行う制度です。

法定後見制度には、本人の判断能力に応じて補助、保佐、後見の3つの制度が用意されています（民法第7条、11条、15条）。

「後見」及び「保佐」は、明治31年から施行されていた「禁治産・準禁治産者宣告」の制度が、平成12（2000）年「本人の人権尊重」の視点から大幅に見直されてスタートした制度です。これに対して「補助」は、成年後見制度改正に伴って新たに施行された制度です。補助の開始については本人の同意がなければできません。

法定後見制度利用の要件である判断能力の程度については、医師の診断書や鑑定書をもとに家庭裁判所が判断します。本人の判断能力の状況や精神上的の障がいによって、後見・保佐・補助のいずれの類型に該当するかどうかは、最終的には家庭裁判所が決定することとなります。

※家庭裁判所における判定が難しい場合には、「鑑定」が行われることもあります。この場合は、「鑑定費用」が別途必要となります。

※「精神上的の障害」が大前提であるため、身体的な理由による場合（寝たきり生活ではあるが、判断能力はしっかりしている場合）は、成年後見制度の利用はできません。

※後見開始の要件に該当するとされているのは、アルツハイマー型認知症、脳腫瘍・てんかんによる障がい、統合失調症、アルコール依存等の疾患、精神遅滞等の障がいにより判断能力が低下している事例等があげられます。

支援類型	補助	保佐	後見
判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力がかけているのが通常の状態
自己財産の管理	重要な財産行為が自分でできるかどうか危惧（不安）がある	重要な財産行為が自分でできない、常に援助が必要	本人が日常的な買い物をするのができない
症状の具体例 （認知症高齢者の場合）	軽度の認知症症状 ・家事の失敗が多い ・消費者被害にあう	中程度の認知症症状 ・日常生活に支障あり	認知症の症状は重い ・回復の見込みが薄い

#### 2) 後見（支援）類型と支援内容

法定後見制度では、本人の判断能力に応じた類型によって支援する人の呼び方と支援内容が異なります。

支援類型	支援人の呼称	支援内容
後見	成年後見人	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わって行い(代理)、本人が行った法律行為を必要に応じて取り消すことができます。
保佐	保佐人	「重要な財産行為」(※民法第13条1項)については、申立てにより保佐人に同意権・取消権が与えられます。また、上記重要な財産行為のほか、申立て時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権を付与して支援することもできます。(本人の同意要)
補助	補助人	「重要な財産行為」のうち、申立て時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援します。

※民法第13条1項とは(保佐人及び補助人が代理権を選択できる「重要な財産行為」)

<p>(保佐人の同意を要する行為等)</p> <p>第13条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。</p> <p>一 元本を領収し、又は利用すること。</p> <p>二 借財又は保証をすること。</p> <p>三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。</p> <p>四 訴訟行為をすること。</p> <p>五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成15年法律第138号)第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。</p> <p>六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。</p> <p>七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。</p> <p>八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。</p> <p>九 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。</p>
---

## 2 後見、保佐及び補助の各対象者

### 1) 後見の対象となる人

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者(民法第7条)が、後見の

対象となります。

「事理を弁識する能力」とは、自分のした法律行為の結果を判断する能力です。一般的に、日常的な買い物などが一人で出来ないようであれば、事理を弁識する能力を欠くといえます。

「精神上の障害」については、病気や怪我などの特別な理由に基づく「精神上の障害」だけでなく、単に加齢によるものも含まれます。ただし、身体の障がいによって意思表示が困難である場合などは含まれないため、身体の障がいにより日常生活に支障があり、なんらかの援助が必要な場合も、民法上の成年後見制度の対象ではありません。

後見人の規定にある「常況」は、通常の状態であることを指します。事理弁識能力を「たまたま」喪失する程度では足りず、「常に」または「だいたいにおいて」事理弁識能力を欠く状態にあることが必要となります。

## 2) 保佐の対象となる人

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者（民法第11条）が、保佐の対象となります。著しく不十分とは、日常的な買い物程度は一人でできるものの、重大な法律行為（不動産の売買等）を一人ですることができないような状態をいいます。後見の対象者は保佐の対象とはならないので、保佐と後見を重複して受けることはありません（民法第11条ただし書き）。

## 3) 補助の対象となる人

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者（民法第15条1項）が、補助の対象となります。

より判断能力の不足の程度が大きく、保佐や後見の対象となる人は、補助の対象となりません（民法第15条1項ただし書き）。補助と同時に、重複して保佐、後見が始まることはないということです。

## 4) 法定後見の類型変更

保佐や補助開始の審判の後、本人の判断能力が低下した場合には、本人の判断能力の状態に合わせて「補助」から「保佐」又は「保佐」から「後見」へ家庭裁判所に新たな申立てを行う必要があります。なお、「補助」や「保佐」のまま家庭裁判所に代理権や同意権の内容を追加することもできます。逆に判断能力が回復した場合には、後見や保佐、補助開始の審判の取り消すこととなります。また、「保佐」「補助」の場合には審判によって代理権などの全部または一部取り消すこともできます。

# 3 法定後見人等の権限

## 1) 後見人の権限

成年後見人には、非常に広範囲な代理権（本人に代わって法律行為を行う権利）と取消権（本人が単独で行った法律行為を無効にする権利）を付与されます。ただし同意権は付与されません。

成年後見人は、これらの権限を用いて、成年被後見人の財産を管理するとともに、様々な契約等を本人に代わって行い、また本人にとって不利益な契約を取り消すなどして、成年被後見人を保護します。



※成年後見人は、被後見人本人の意思を尊重して、本人に代わって契約します。

## 2) 保佐人と補助人の権限

保佐人には、包括的な同意権（本人が単独で行った法律行為を完全に有効にする権利）と取消権を付与されます。ただし代理権は付与されません。代理権が必要な場合は、家庭裁判所に申し立てれば、必要な範囲で代理権を持つことができます。

保佐人は、基本的には同意権と取消権を用いて、被保佐人が重要な契約等を行うのを支援します。

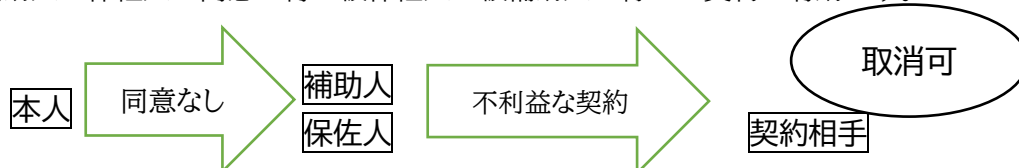
補助人は民法第13条1項の行為の一部について、同意権と代理権を持つことができます。補助人は、代理権や同意権などの権限が必要な場合には、家庭裁判所に権限付与の申し立てを行う必要があります。

ただし、それらの権限を包括的に付与することはできないことになっています。被補助人が一人で行うのが難しい事柄について、必要な代理権や同意権を選んで、補助人に個別に付与することになります。

補助人が同意権を持った行為については、同意なしに行われた契約が本人に不利益だった場合、補助人と本人はこの契約を取り消す（取消権）ことができます。



※補助人・保佐人の同意を得て被保佐人・被補助人が行った契約は有効です。



※補助人・保佐人の同意なしに行った契約については、取り消すことができます。  
ただし、本人にとって「不利益でない」契約は、取り消さなくてもよい（有効）。

### 3) 利益相反行為についての規制

成年後見人と本人の利害が対立することを利益相反と言います。成年後見人と成年被後見人との間で、利益が相反する行為は禁止されています。利益相反には現実的な争いだけでなく、形式的にみれば利害が対立する行為を含めます。

成年後見人が利益相反行為をするには、本人のために特別代理人を選任する必要があります。ただし、後見監督人がいる場合等は不要です。

保佐人が利益相反行為をする場合には、臨時保佐人（補助人の場合は、臨時補助人）を選任します。ただし、保佐監督人（補助監督人）がいる場合は不要です。

## 4 法定後見制度利用に至る契機又は動機

「令和3年度 成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）」

申立ての動機	件数	割合
預貯金等の管理・解約	35,744 件	32.9%
身上保護	26,469 件	24.4%
介護保険契約	14,737 件	13.6%
不動産の処分	12,564 件	11.6%
相続手続	9,041 件	8.3%
保険金受取	5,569 件	5.1%
訴訟手続等	2,086 件	1.9%
その他	2,458 件	2.3%

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

成年後見、保佐又は補助（以下、「成年後見等」と表現）を申立てに至る動機で最も多いのは、預貯金の管理・解約です。

例えば、父親が認知症になり介護施設に入居しているとします。当初は、子どもが自分の貯金で、父親の入居費用を賄っている場合もありますが、長期の介護施設の入居となると、子ども自身の蓄えでは継続して支払いが厳しくなってきます。

そうしたときに「父親の預貯金から介護費用を捻出しよう」と思っても、金融機関は貯金の支払いには応じてくれません。子どもは「預金名義人」ではないからです。

こういった場合は、成年後見の申立てを行い成年後見人が本人に代わって預貯金の解

約をすることになります。子どもが成年後見人候補者として申立てすることは可能です。

介護施設入所のために成年後見人を立てなければいけない場合があります。本人に代わって施設側と契約をする親族がない場合には、成年後見人が本人に代わって介護施設入所に関する契約を締結しなければいけないからです。

## 5 法定後見の申立てから後見等業務の終了まで

### 1) 後見等開始の審判の申立て

成年後見は、後見・保佐・補助の開始の審判の申立て（以下、「後見等開始の審判の申立て」といいます）を、申立権者が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に行います。

また、申立てを取り下げるためには、家庭裁判所の許可が必要となります。

保佐の場合、保佐開始の審判の申立てと同時に、必要な場合には、代理権または追加的な同意権を保佐人に付与する審判の申立てを行います。

補助の場合は、補助開始の審判の申立てと同時に、必要な場合には、同意権または代理権、あるいはその両方を補助人に付与する審判の申立てを行います。

#### (1) 後見開始の審判の申立権者（後見等開始の審判の申立てを行うことができる人）

- 本人
- 配偶者、4親等内の親族
- 成年後見人、成年後見監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- 市区町村長※
- 検察官

※「親族がない」「親族が遠方にいる」あるいは「申し立てることを拒否する」等の場合、本人が居住する地域の首長（区市町村長）が制度利用を申し立てることができず。これを成年後見制度の首長申立てといえます。

（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

#### (2) 申立ての準備

##### ① 本人情報シート及び診断書

・本人情報シートは、「本人の生活状況を知る福祉関係者」が作成します。

平成31（2019）年4月から、医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」が導入されました。

ご本人のことをよく知っている主治医であれば、適切に診断書を書くことも可能ですが、ご本人のことをよく知らず、診断する際の1回しか会ったことがないとすれば、ご本人の状況が適切に診断書に反映されていない可能性もあります。そこで、ご本人を日頃から支援している福祉関係者に、ご本人の生活状況等に関する情報をシートに記

載して頂き、医師が診断書を書く際の資料としていこうとするものです

・診断書は、「かかりつけ医又は精神科医」が作成します。

家庭裁判所は、「後見及び保佐開始の審判をするには、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならない」とありますが、診断書の記載等から明らかに鑑定の必要はないと認めるときはこの限りではないとされています。

一方、補助及び任意後見については鑑定を要しないものとされ、医師の診断書で足りるとされていますが、これらについても、必要に応じて鑑定が行われることがあります。

そのため、後見等の申立てをする場合には、一般的に本人の精神の状態について医師の診断を受け、診断書を作成してもらいます。診断する医師は、精神科医である必要はなく、歯科医以外ならどの診療科の医師にも作成可能です。

これらの準備は、基本的には申立人が行うことになります。

### (3) 申立てに必要な書類・費用

#### ① 申立てに必要な費用

収入印紙	後見開始の申立 ※保佐・補助開始の申立ての場合 +同意権追加付与の申立 +代理権付与の申立	800 円 800 円 +800 円 +800 円
切手		3,000～5,000 円
登記費用	成年後見制度では、審判内容を登記します(収入印紙)	2,600 円
鑑定費用	後見・保佐の場合は原則必要です。 ただし、診断書により明らかな場合は不要です(費用は目安です)	5 万～10 万円

#### ② 申立てをするために必要な書類

書 類	説 明
1. 申立書	家庭裁判所にあります。
2. 本人に関する書類	・戸籍謄本 ・戸籍の附票または住民票
3. 登記されていないことの証明書	本人が成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明するものです。法務局・地方法務局本局で取得できます。
4-1 本人情報シート	医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、「本人の生活状況を知る福祉関係者」に本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載してもらいます(作成は任意)



4-2 診断書	家庭裁判所が定める様式のものを使ってかかりつけの医師等に作成してもらいます。
5. 財産に関する資料	不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税評価証明書)、預貯金および有価証券の残高がわかる書類(通帳写し、残高証明書等)等
6. 成年後見人候補に関する書類	・戸籍の附票または住民票

#### (4) 後見等候補者

法定後見制度の申立てを行う際、候補者を具体的に決めておくことができます。しかし、後見人等の選定は家庭裁判所が行うため、申立ての際に決めておいた候補者が確実に就任できるわけではありません。

家庭裁判所は、候補者の職業や生活状況、本人との利害関係の有無や、本人の財産管理・権利擁護を行えるだけの能力の有無などから、申立てで定めた候補者に加え、専門家などの中から後見人が選任される場合や申立てで定めた候補者以外の後見人がされる場合があります。

なお、誰が選任された場合でも不服申立てはできません。

#### (5) 申立て

・申立権者が、家庭裁判所に後見開始の審判等の申立てをします。

\*緊急の必要性がある場合は保全処分の申立てをします。

法定後見制度の申立ては、提出書類を添えた申立書が家庭裁判所に提出された時点で正式に行われたことになります。

なお、申立てが行われた後は、たとえ審判前であっても、その取下げには家庭裁判所の許可が必要となります。法定後見制度は本人のための制度であり、申立人の判断だけで法定後見人制度を終了させることは主旨に沿うものではないと考えられるからです。

### 2) 家庭裁判所による審理

- ・家庭裁判所が申立書等の審査をします。
- ・本人の陳述を聴取します。
- ・成年後見人等（および後見監督人等）の候補者の意見聴取をします。
- ・必要な場合、本人の精神鑑定を実施します。
- ・その他、調査官による調査、親族への照会などを行います。

申立てを行うと、家庭裁判所調査官によって事情聴取や関係先への問い合わせなどが行われます。その後、必要に応じて裁判官の事情聴取「審問」が行われます。

本人の判断能力について正確に把握する必要がある場合は、医師に対し精神鑑定の依頼が必要です。

令和2（2020）年1月～12月の司法統計によると、審理の期間は、2か月以内に終局するケースが70.1%、4か月以内に終局するケースが約92.4%です。

### 3) 家庭裁判所による審判

- ・家庭裁判所が後見開始の審判等を行います。
- ・同時に、成年後見人等の選任の審判も行います。
- ・必要な場合、後見監督人等の選任も行います。

ここまでの審理の結果を踏まえて後見開始の審判を裁判官が行います。この際、後見人などの選任を行うとともに、申立人や後見人などに対し審判内容が通知されます。

家庭裁判所は、当該申立てを認容しない場合は、申立てを却下することがあります。

### 4) 審判の告知と確定

- ・家庭裁判所が、審判を成年後見人等や申立人などに告知（通告）します。
- ・審判に不服な場合、申立権者は家庭裁判所に即時抗告（不服申立て）をします。
- ・即時抗告がなければ、告知の2週間後に審判が確定します。

\* 審判確定により、後見が開始され、成年後見人等の仕事が始まります。

### 5) 登記

- ・家庭裁判所の嘱託により、東京法務局に審判が登記されます。

\* 登記されると、各法務局で登記事項証明書を取得することができるようになります。

\* 登記事項証明書は成年後見人等の証明書として機能します。

## 6 成年後見人等の事務

成年後見人の仕事は、あくまで「本人のために」仕事をする立場です。本人に判断能力がなく、意思を確認することが難しい場合であっても、可能な限り本人の希望をくみ取って職務を遂行しなければなりません。

成年後見人の法律上の職務内容は、本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を行うことです。具体的な事務の内容や手順については、実践編で詳しく学びます。

### 1) 財産管理と身上保護

#### (1) 財産管理

財産管理とは、本人（被後見人）の財産を維持・管理することです。

具体的には、以下のような仕事をします。

- 預貯金、現金の管理
- 不動産の管理、処分
- 賃貸借契約の締結や解除
- 遺産分割

➤ 自動車の管理、処分

(2) 身上保護

身上保護とは、本人（被後見人）の意思を尊重し、かつ本人の心身の状況や生活状況に配慮しながら、適切な環境で、適切な医療や介護を受けることができるように配慮し、またそのための手配をすることです。

具体的には、以下のような仕事をします。

- 医療に関する契約の締結
- 介護に関する契約の締結
- 要介護、要支援認定の申請
- 住居の確保に関する契約の締結
- 老人ホームなどの施設への入所・退所に関する契約の締結
- リハビリに関する契約の締結
- 見守り行為。

(3) 後見人にできないこと（事実行為と身分行為）

後見人は、「事実行為」や「身分行為」はすることができません。

事実行為とは、本人の生活や健康管理のために何らかの労務を直接提供する行為です。これらの支援を必要としている場合には、後見人が直接労務を提供するのではなく、本人が必要なサービスを受けられるよう、後見人が手配をします。

身分行為とは、「養子縁組」とか「離婚」など、法律上の身分関係に関する法律効果を生じさせ、あるいは変更、消滅させる行為です。身分行為は、そもそも代理人が本人に代わってすることはできません。

2) 家庭裁判所への報告

(1) 初回報告

新たに就任した成年後見人等は、初回報告（就任時報告）の形で、定められた期限までに財産目録や収支予定表などを提出しなければなりません。財産目録の作成が終わるまでは、成年後見人は、急迫の必要がある行為のみを行うことができます。

(2) 定期報告

成年後見人等は、原則年1回後見等事務の報告を行います。提出資料は、(1)後見等事務報告書、(2)財産目録、(3)預貯金通帳のコピー、(4)本人収支表となります。

3) 後見制度支援信託・預貯金制度

(1) 後見制度支援信託

成年後見制度の利用者数が増加する中で、後見人による預金財産の不正利用の問題が指摘されたことを踏まえ、成年被後見人の財産の適正な管理を確保するため、平成24（2012）年に後見制度支援信託が導入されました。

後見開始の申立てを受けた家庭裁判所は、本人が一定の財産を有している場合には、専

専門職後見人を選任して財産管理を行わせるか、後見制度支援信託または後見制度支援預金の利用を検討すべき、などについても審判の内容に加味して審理を行います。

その結果、後見制度支援信託または後見制度支援預金の利用が適していると判断した場合には、後見人候補者にこれらの制度の利用をすすめることがあります。

「後見制度支援信託」は、本人の財産のうち、日常使うことのない財産は信託銀行や信用金庫・信用組合などの特殊な口座で管理し、信託預金口座からお金を引き出すためには家庭裁判所の指示が必要になるという制度で、後見類型のみが利用対象で、補助、保佐及び任意後見では利用できません。

後見制度支援信託の利用を開始する際は、専門職の後見人が選任されます。弁護士や司法書士などの専門職後見人は、利用する金融機関を選定して信託契約を結びます。親族後見人との複数後見の場合は通常、この信託契約が完了した時点で、専門職の後見人は辞任しますが、このとき、専門職後見人の報酬が必要になります。また、利用する信託銀行や契約によっては、信託銀行の利用手数料が発生することもあります。

なお、令和2（2020）年4月1日現在で、後見制度支援信託に対応した信託商品を提供している金融機関は、以下のところになります。

三井住友信託銀行/みずほ信託銀行/三菱UFJ信託銀行/りそな銀行/千葉銀行/中国銀行

## （2） 後見制度支援預貯金

平成30（2018）年から運用が開始された「後見制度支援預金」は、本人の流動資産のうち、日常的な支払いをするために必要なお金は預貯金として後見人が管理し、それ以外のまとまったお金は等に預金として預ける、という仕組みで、後見制度支援信託と同様に、預金の引き出し・解約等に家庭裁判所の指示書が必要となります。

対象となる財産が金銭であるということや、対象となる事件が成年後見と未成年後見に限られるという点でも後見制度支援信託と共通しています。支援預貯金を利用する場合にも、必ず専門職後見人が選任され、金融機関との間で特別な預貯金契約を締結します。

後見制度支援預貯金の取り扱いをしている金融機関は、信用金庫、信用組合、農業協同組合、メガバンクや地方銀行など幅広い金融機関で取り扱いがなされています。

## （3） 後見制度支援信託・預貯金の利用状況

後見制度支援信託は平成24（2012）年2月1日に導入され、後見制度支援預貯金は平成30（2018）年から運用が開始されました。

後見制度支援預金と後見制度支援信託は、併用することもできます。

後見制度支援預貯金の利用状況

単位：人

	平成24 2012年	平成26 2014年	平成28 2016年	平成30 2018年	令和2 2020年	令和3 2021年
後見制度支援信託	98	3,045	16,971	24,420	27,262	28,273
後見制度支援預貯金				535	3,533	5,446

【厚生労働省】成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和4年8月)

支援信託または支援預貯金を利用する成年後見人が管理をする「日常使う財産」の金額は、100万円から500万円程度と設定されることが多く、残りの財産を信託銀行や銀行の特殊な口座で管理をすることになります。このように、成年後見人による後見事務の方法が規制されて手続きが煩雑になってしまうことから、ご本人の望んでいた形での財産管理や支援を受けることが難しくなるという懸念が指摘されています。

## 7 成年後見人等の辞任

後見人は、被後見人の財産を守るために、家庭裁判所によって「適任」とであると選任された人です。後見人の都合により自由に辞任ができるようになると、本人の利益を守れなくなってしまう。そのため簡単にやめることはできず、後見の業務は本人の判断能力が回復しないかぎり、原則として本人がご存命の限り続きます。

後見人が辞任できるのは、「正当な事由」がある場合で、家庭裁判所の許可を得た場合に限りです。

「正当な事由」とは、後見人が病気や高齢により後見事務を続けることができなくなった場合や、後見人が遠くに転居することになった場合、その他後見の業務を円滑に行えなくなった場合などがあります。

なお、後見人を辞任するときは、代替りの後見人を選ぶ必要があります(複数後見のように他に後見人がいる場合を除きます)。本人の生活や権利保護に支障がでないように、「成年後見人の辞任」の申立てと同時に、次の後見人を選任するための「成年後見人選任」の申立てをする必要があります。また、辞任後は、それまで管理していた財産などをすみやかに新たな後見人に引き継ぎます。

保佐人、補助人も同様に、正当な事由と家庭裁判所の許可があれば、辞任することができます(民法第876条の2第2項、876条の7第2項、844条)。

## 8 成年後見人等の死亡

成年後見人の死亡により、その成年後見人の任務は終了しますが、後見自体は終了しません。「成年後見人がかけた場合」には、家庭裁判所は、被後見人若しくは親族その他利害関係人の申立てまたは職権で成年後見人を新たに選任することになります。

成年後見人死亡後による「後見の計算」及び「事務及び財産の引継ぎ」については、死亡した後見人の相続人が行うこととされています。

## 9 成年後見人等の解任

成年後見人に不正な行為や著しい不行跡等があった場合や、成年後見の任務を行なうのに適さない事由が生じた場合は、成年後見人の解任が可能です(同法第846条)。

解任は、関係者(本人・その他親族等)から家庭裁判所へ請求することにより行われますが、家庭裁判所の職権による解任も可能です。

なお、「不正な行為」とは、例えば、本人の財産の横領等、民法上の不法行為や刑法に

触れる犯罪行為が該当し、「著しい不行跡」とは、成年後見人の義務を果たさなかった場合等が該当します。成年後見人を解任する場合は、後任の後見人請求を家庭裁判所へ請求しなければなりません。

後見人の場合と同じく、保佐人、補助人に不正な行為、著しい不行跡、その他保佐、補助の任務に適当でない事由があるときは、家庭裁判所は申立てによるか、または職権で、保佐人、補助人を解任することができます（民法第876条の2第2項、876条の7第2項、846条）。

## 10 成年後見の終了

### 1) 後見の終了事由

#### (1) 後見開始の審判の取消し

被後見人の判断能力が回復して成年後見人の保護を必要としなくなった場合等、後見開始の審判が取り消された場合には、成年後見は終了します。

#### (2) 成年被後見人の死亡

成年被後見人の死亡によっても、当然に、成年後見そのものが終了します。

### 2) 後見終了時の事務

成年後見が終了したとしても、そのまま何もせずに放置することはできず、成年後見人には次の3つの義務が発生します。

- 管理計算義務
- 財産引渡義務
- 応急処分義務

上記義務を遂行して、その後に、家庭裁判所に後見事務終了報告書と引継書を提出することにより、後見人任務が終了します。

### 3) 後見人が行う死後事務

成年被後見人が死亡した場合には、成年後見は当然に終了し、成年後見人は原則として法定代理権等の権限を喪失します（民法第111条1項、第653条1号）。

しかし、実際には、成年被後見人の死亡後も成年後見人は一定の事務（死後事務）を行うことを周囲から期待され、これを拒むことが困難な場合があるといわれてきました。

成年後見終了後の事務については、2)のとおり「応急処分（民法第874条において準用する第654条）」等の規定が存在したものの、成年後見人が行うことができる事務の範囲が必ずしも明確に規定されていなかったため、成年後見人が対応に苦慮する場合があるとの指摘がされていました。

そこで、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）」が、平成28（2016）年10月に施行されまし

た。改正法では、成年後見人は、成年被後見人の死亡後にも、一定の範囲の事務を行うことができることとされ、その要件が明確にされました。

改正法により成年後見人が行うことができるとされた死後事務は、以下の3種類です。

(1) 個々の相続財産の保存に必要な行為

(具体的な例)

- ・ 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断（債務者に対する請求。民法第147条1号）
- ・ 相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

(2) 弁済期が到来した債務の弁済

(具体的な例)

- ・ 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払

(3) その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（(1)(2)に当たる行為を除く。）

(具体的な例)

- ・ 遺体の火葬に関する契約の締結
- ・ 成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約など）
- ・ 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
- ・ 債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し

成年後見人が上記(1)～(3)の死後事務を行うためには以下の各要件を満たしている必要があります。ただし、上記(3)の死後事務（民法第873条の2第3号）を行う場合には、上記の要件に加えて、家庭裁判所の許可が必要となります。

(1) 成年後見人が当該事務を行う必要があること

(2) 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと

(3) 成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないこと

(担当：小澤佳代子)

## 参考資料

## 【保佐，補助用】 代理行為目録

※ 下記の行為のうち，必要な代理行為に限り，該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※ 内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

## 1 財産管理関係

## (1) 不動産関係

□ ①本人の不動産に関する〔□売却 □担保権設定 □賃貸 □警備 □ 〕  
契約の締結，更新，変更及び解除

□ ②他人の不動産に関する〔□購入 □借地 □借家〕契約の締結，更新，変更及び解除

□ ③住居等の〔□新築 □増改築 □修繕（樹木の伐採等を含む。）□解体

□ [ ] に関する請負契約の締結，変更及び解除

□ ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分

□ ⑤

## (2) 預貯金等金融関係

□ ①預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

※一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には，③に記載してください。

□ ②預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引

〔□貸金庫取引 □証券取引 □保護預かり取引 □為替取引 □信託取引  
□ 〕

□ ③

## (3) 保険に関する事項

□ ①保険契約の締結，変更及び解除

□ ②保険金及び賠償金の請求及び受領

## (4) その他

□ ①以下の収入の受領及びこれに関する諸手続

〔□家賃，地代 □年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付  
□臨時給付金その他の公的給付 □配当金 □ 〕

□ ②以下の支出及びこれに関する諸手続

〔□家賃，地代 □公共料金 □保険料 □ローンの返済金 □管理費等  
□公租公課 □ 〕

□ ③情報通信（携帯電話，インターネット等）に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払



- ④本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済(そのための調査を含む)
- ⑤本人が現に有する債権の回収(そのための調査・交渉を含む。)
- ⑥

## 2 相続関係

※審判手続, 調停手続及び訴訟手続が必要な方は, 4⑤又は⑥についても検討してください。

- ①相続の承認又は放棄
- ②贈与又は遺贈の受諾
- ③遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤

## 3 身上保護関係

- ①介護契約その他の福祉サービス契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ②介護保険, 要介護認定, 障害支援区分認定, 健康保険等の各申請(各種給付金及び還付金の申請を含む。)及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④医療契約及び病院への入院に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤

## 4 その他

- ①税金の申告, 納付, 更正, 還付及びこれらに関する諸手続
- ②登記・登録の申請
- ③個人番号(マイナンバー)に関する諸手続
- ④住民票の異動に関する手続
- ⑤家事審判手続, 家事調停手続(家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。), 訴訟手続(民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。), 民事調停手続(非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。)及び破産手続(免責手続を含む。)

※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。

- ⑥ ⑤の各手続について, 手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ⑦

## 5 関連手続

- ①以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ②以上の各事務に関連する一切の事項(戸籍謄抄本・住民票の交付請求, 公的な届出,

手続等を含む。)

### 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

<p><b>本人</b></p> <p>氏名： _____</p> <p>生年月日： _____年 _____月 _____日</p>	<p><b>作成者</b></p> <p>氏名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p>
---	--

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要

（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり  なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。エの項目は裏

面にあります。）

- ア 日常的な行為に関する意思の伝達について  
 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない
- イ 日常的な行為に関する理解について  
 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない
- ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について  
 記憶できる  記憶していない場合がある  
 ほとんど記憶できない  記憶できない
- エ 本人が家族等を認識できているかについて  
 正しく認識している  認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない  認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある

（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上  月1回以上  月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難   
できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください）

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。

その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策  
(※御意見があれば記載してください。)

(令和2年12月版)

親族の意見書

- 1 私は、本人(氏名：\_\_\_\_\_)の(続柄：\_\_\_\_\_)です。
- 2 本人について後見(保佐・補助)を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。

【反対の理由】

- 後見(保佐・補助)を開始するほど判断能力は低下していない。
- 理由は次のとおりである。※書ききれない場合には別紙(A4サイズ用紙をご自分で準備してください。)を利用してください。

- 3 本人の成年後見人(保佐人・補助人)の選任に関する私の意見は以下のとおりです。  
候補者(氏名：\_\_\_\_\_)が選任されることについて  
(候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて)

※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。※書ききれない場合には別紙(A4サイズ用紙をご自分で準備してください。)を利用してください。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(〒\_\_\_\_-\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平日(午前9時～午後5時)の連絡先：電話 \_\_\_\_\_

(携帯 自宅 勤務先)

裁判所ウェブサイトから <https://www.courts.go.jp/yamagata/vc-files/yamagata/file/R2.5-8.pdf>

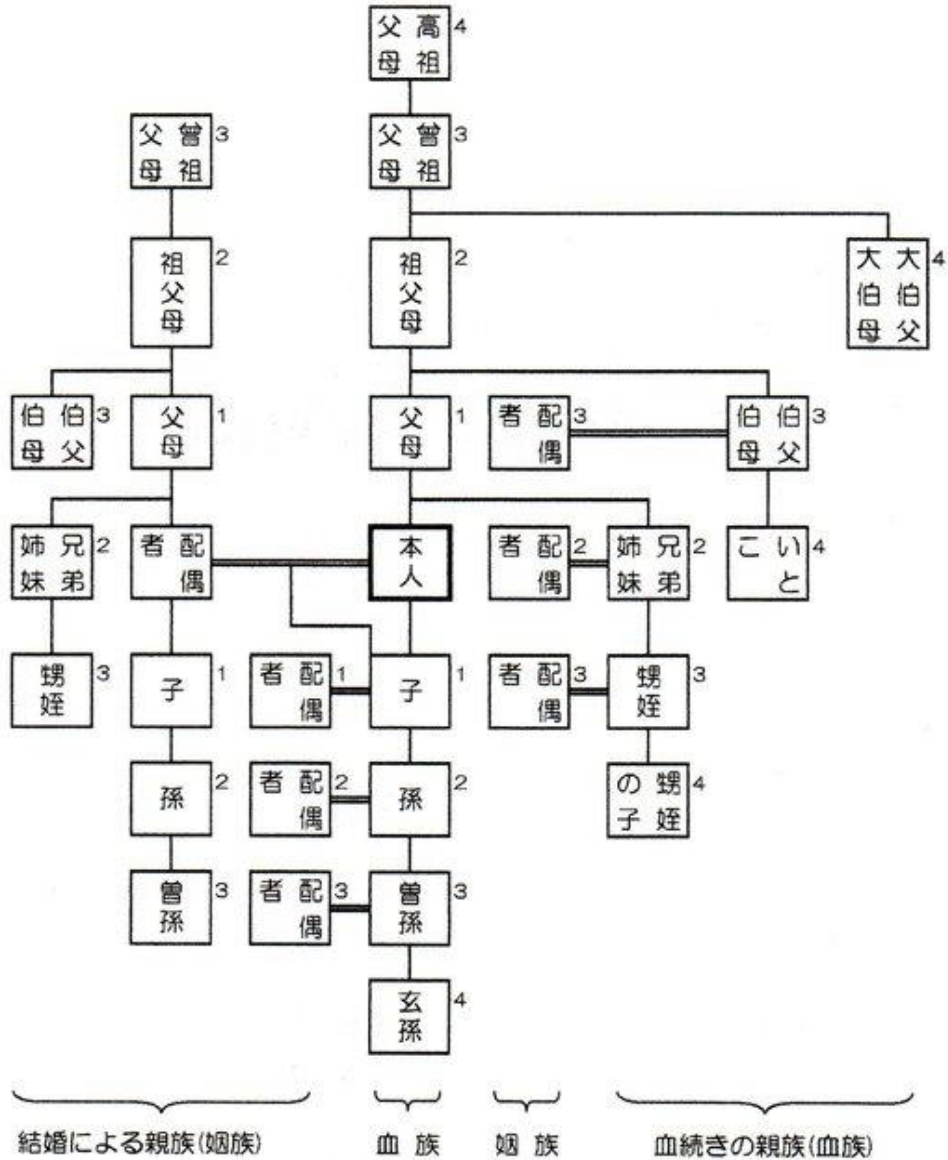
後見開始・保佐開始・補助開始の手続では、本人(援助を必要とされている方)の親族の方の御意見も参考にして、本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人(本人の援助を行う方)として誰が適任なのかを判断します。

申立時に意見書を提出していただく範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々(この方々を「推定相続人」といいます。)です。

《後見開始の審判をすることができる親族》

血族は4親等まで  
姻族は3親等まで

「親族」とは六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族をいう（民法第725条）



(後見開始の審判)

民法第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

## 第7章 成年後見制度各論Ⅱ（任意後見制度）

### 1 任意後見制度の概要

#### 1) 任意後見制度とは

任意後見制度とは、「認知症などで自分の判断能力が低下してしまったときの場合に備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく制度」のことを言います。

第5章の記述の通り、法定後見制度は禁治産制度、準禁治産制度から後見、保佐、補助制度へと大きく改正されて、本人の保護と、自己決定権の尊重との調和を重視する制度へと変わりました。

しかし、やはり法定の制度ですから、後見人等の権限や職務の範囲などは法律で決められており、また「後見人等に選任される人」も、本人の意思を尊重しつつも基本的には家庭裁判所の判断で選ばれます。

そこで、「委ねる内容、委ねる範囲や権限」も本人が決めることができ、「委ねる人自体」も本人が信頼できる人物を選ぶことができる、任意後見制度が新たに設けられることになりました。この制度の新設のために「任意後見契約に関する法律」（以下、任意後見法と略します。）という新たな法律が定められています。

#### 任意後見契約に関する法律 第二条（任意後見契約）

委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

#### 2) 任意後見の特徴

任意後見制度は、平成12（2000）年施行の民法改正等により成年後見制度が制定されたとき、同時に、新たに創設されました。

法定後見は、制度を利用する段階において、既に判断能力が低下している人を対象とする事後的措置としての制度です。他方、任意後見は、まだ判断能力が低下していないときから、判断能力が低下した時のことを想定して、あらかじめ準備をしておく「将来の可能性に備える事前的措置」としての制度であるといえます。

### 3) 任意後見契約

#### (1) 契約の当事者（本人と任意後見受任者）

任意後見における契約の当事者は、委任者と受任者の2者です。

委任者とは、将来、自分の判断能力が低下したときに後見の事務を行ってもらうように受任者に依頼する人のことです。委任者は契約締結後、本人と呼ばれます。

受任者とは、委任者からの依頼を受けて、任意後見が開始された後に任意後見人として後見の事務を行う人のことです。受任者は、任意後見契約を結んでから任意後見が開始されるまでは任意後見受任者と呼ばれ、任意後見が開始された後は任意後見人と呼ばれます。

#### (2) 任意後見契約の方式（任意後見法第3条）

任意後見契約は、契約を結ぶという意味や、契約を結ぶ時点で契約内容を理解できるだけの判断能力があることを公証人に確認させる必要があります。

また契約を結んだときからかなりの歳月が経ってから任意後見が始まることもあるので、いざ任意後見が開始するときに、本人の意思を確認できるものがその契約書だけ、ということもありません。ですから契約書をしっかりと保存するために、公正証書によらなくてはならないものとされています。

#### (3) 任意後見契約で委任できること（任意後見法第3条）。

任意後見人は、任意後見契約の内容に基づき、代理権を行使することになります。代理権の内容は、個々の事案ごとに異なりますが、身上保護（自己の生活、療養看護）に関する法律行為と財産管理に関する法律行為に分けられます。

##### ① 身上保護に関する法律行為

身上保護に関する法律行為とは、介護サービスの利用契約、施設入所契約、入院などの医療契約の締結・解除などが挙げられます。認知症の高齢者などのように判断能力が低下した被後見人を保護するためには、財産行為を委任するだけでなく、介護契約や医療契約など、身上に関する契約の代理行為も任意後見契約の委任の対象とされています。

##### ② 財産管理に関する法律行為

財産管理に関する法律行為とは、預貯金の管理、払戻し、年金の管理、税金や公共料金の支払、動産などの重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除などが挙げられます。

##### ③ 事実行為について

任意後見人の代理権は、本人の身上保護や財産の管理のために契約などの「法律行為」を代わりに行なうもので、任意後見人が直接に本人の介護をするなどといった「事実行為」は、任意後見契約の対象ではありません。

#### (4) 任意後見契約で定めなければならないこと

任意後見契約は基本的には委任契約なので、当事者間で合意があればその内容は自



由に決めてよいのですが、これを任意後見契約については、いくつかの事項は必ず定めなければならないこととされています。

- ① 精神上の障がいによって判断能力が不足したときにのみ有効となる、委任契約であること。（任意後見法第2条1号）。

※任意後見制度の趣旨が、精神上の障害によって判断能力の足りない人を保護するための制度であり、「判断能力の不足」が契約発効の条件であることが、契約で明らかにされていなければなりません。（「身体上の障がいによって行動が不自由」という理由で保護が必要な人は、任意後見制度の対象ではないということです。）

- ② 任意後見監督人が選任されたときから任意後見が始まるということ（任意後見法第4条）

※任意後見制度においては、本人が自由意思で選んだ任意後見人に対して家庭裁判所は直接的に干渉するのではなく、任意後見監督人を介して間接的にコントロールすることになっています。そのため、任意後見監督人は必ず選任しなければならない必要的な機関とされています。

## 2 任意後見人

任意後見人とは「任意後見の開始後、本人と結んだ任意後見契約の内容に基づき、本人の生活や財産の管理等に関する事務を行う人」のことを言います。任意後見人になるために、特に資格等は必要とされません。任意後見人は複数でもよいし、また法人も任意後見人になることができます。

### （1） 任意後見人の職務と義務

任意後見監督人選任の審判により任意後見監督人が選任されると、任意後見が開始され、任意後見受任者が任意後見人になります。

任意後見が開始されると、任意後見人は、任意後見契約によって付与された代理権を用いて、後見の事務（本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務）を行います。

そして、その事務を行うにあたって、任意後見人は善管注意義務を負います。（民法第644条）

さらに、本人の意思尊重義務と身上配慮義務も負います。（任意後見契約法第6条）

なお、任意後見契約法に規定がなく、かつ任意後見契約で定められていない事項については、民法の委任に関する一般原則に従います。

### （2） 任意後見人の権限

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権の範囲でその事務を行います。つまり、任意後見契約で定められていない事務については、権限がないため、本人に代わってその事務を行うことはできません。

法定後見と違い、任意後見人に付与される権限は代理権のみです。同意権・取消権・追認権を任意後見人に付与することはできません。

### 3 任意後見監督人

任意後見契約は、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所への申立てによって、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

#### 1) 任意後見監督人の職務

##### (1) 任意後見監督人の事務の監督

任意後見人の事務の監督が任意後見監督人の主な職務になります（任意後見法第7条1項1号）。任意後見制度では、家庭裁判所が後見人に対して直接的な監督をしませんので、任意後見監督人による監督は特に大切な職務です。

なお、監督事務の内容について法律に具体的な規定はありませんが、基本的には法定後見の場合の後見監督人の監督事務と同じことはできると考えられています。

##### (2) 家庭裁判所へ定期的に報告すること

法定後見の場合、家庭裁判所は直接に後見人に対して報告を求める権限がありますが、任意後見制度ではこのような権限はありません。そこで、家庭裁判所の間接的な監督を可能とするために、任意後見監督人が任意後見人の事務について定期的に家庭裁判所に報告しなければならないものとされています（任意後見法第7条1項2号）。

##### (3) 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲で必要な処分をすること

たとえば任意後見人が一時的に病気になったりして、後見事務が行えないような緊急の場合には、任意後見監督人が任意後見人の代理権の範囲で本人保護のために必要な行為をしなければなりません（任意後見法第7条1項3号）。

##### (4) 利益相反行為について本人を代理すること

任意後見人と本人の利害が対立する行為については、本人の利益を害するおそれがあるので任意後見人は本人を代理することができず、代わりに任意後見監督人が本人を代理します（任意後見法第7条1項4号）。

##### (5) 任意後見人に対して後見事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査すること。

後見監督人は、これらの権限を使って後見事務の遂行状況や、本人の財産の状況を把握することで、任意後見人を監督します（任意後見法第7条3項）。

家庭裁判所は、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することで、任意後見監督人を監督することになります（任意後見法第7条4項）。

#### 2) 任意後見監督人の義務

民法の委任の規定が準用され、善管注意義務を負います（任意後見法第7条4項、民法第644条）。

### 4 任意後見制度の種類

任意後見制度には、即効型・将来型・移行型といった3つの種類があります。

#### 1) 即効型

即効型とは、任意後見契約を締結した後、すぐに家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任申立てを行うというものです。任意後見契約時にすでに本人の判断能力が低下し始めており、すぐにでも任意後見を始めたいという場合には「即効型」の契約を結びます。なお、軽度の認知症であれば、任意後見契約自体は可能とされています。

#### 2) 将来型

一般的に任意後見契約を締結する場合には、生活支援、療養看護、財産管理などに関する事項について委任契約を締結します。将来型は、後述する「移行型」のように、任意後見契約に移行する前に、生活支援、療養看護、財産管理などに関する委任契約は締結せずに、任意後見契約のみを締結するというものです。

#### 3) 移行型

任意後見契約の締結と同時に、生活支援、療養看護（見守り契約）、財産管理などに関する委任契約の締結をするというものです。

それによって、本人の判断能力があるうちは当初の委任契約に基づく見守り事務などを行いながら、本人の判断能力が低下した後に任意後見監督人選任の申立を行い任意後見に移行することになります。判断能力があるといっても、年齢を重ねるうちに身体機能が低下して、それまで自分でできていたことが難しくこともあります。現在のサポートともに将来の財産管理もお願いしたいという場合には有効な手段です。

### 5 任意後見開始までの手続きの流れ

#### 1) 任意後見契約の検討

##### (1) 任意後見人をお願いする人を検討します

成人であれば誰でも任意後見人になることができます。親族を始め、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士など専門家、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

##### (2) 任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。委任する内容については、「任意後見契約書」に付帯する「代理権目録」に明記する必要があります。

【委任する内容等】

\*財産管理に関すること

\*身上監護に関すること

\*任意後見人に支払う報酬（任意後見人の報酬額は本人との契約により決定します）

## 2) 任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公正証書により、任意後見契約を締結します。

### (1) 任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。(別途出張費がかかります)

#### 【必要な書類】

- \*戸籍謄本(本人)
  - \*住民票(本人・任意後見受任者)
  - \*印鑑登録証明書(本人・任意後見受任者)
  - \*その他(証明書や財産目録等が必要な場合もあります)
- ※法人は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。  
 ※公証人が契約者の判断能力に疑義がある場合には診断書が求められます。

### (2) 任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登記されます。また、登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

## 3) 後見監督人選任申立ての準備

本人の判断能力が十分でなくなったときには、任意後見人監督人選任の申立てをします。任意後見契約に関する法律第4条1項では、「任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるとき」は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任するとされています。

これは法定後見制度でいう補助人の能力の程度と同じです。基準としては軽度の認知症がある時点とされています。

任意後見監督人の選任(任意後見契約の発効)は、本人に自覚があれば、本人から請求することも可能です。

任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をします。なお、本人以外が申立てをするには、あらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

- 申立てをすることができる人
  - \*本人 配偶者、4親等内の親族
  - \*任意後見受任者
- 申立てに必要な書類
  - \*申立書・申立事情説明書申立書

申立人、本人、任意後見受任者の住所、氏名、生年月日等及び申立ての趣旨・実情等を記載するものです。

＊診断書（成年後見制度用）

本人の判断能力の状態を把握するために最も重要な資料です。

＊本人情報シート

＊親族関係図

＊財産目録、本人収支表

＊任意後見受任者事情説明書

＊戸籍謄本（全部事項証明書）

＊任意後見登記事項証明書

＊任意後見契約公正証書の写し

＊その他（印鑑等）

4) 申立て・審問・調査

(1) 任意後見監督人の選任申立てをします。

(2) 審問・調査

家庭裁判所調査官が、本人の状況など詳しい事情を、関係者から聴取します。

5) 任意後見監督人選任の審判・登記

(1) 審判・確定

家庭裁判所は、任意後見監督人を選任します。（審判書が申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます）。

(2) 任意後見登記

後見登記審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼し、確定から10日前後で登記完了の通知が来ます。任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

6 任意後見制度に係る費用

任意後見に関する費用としては、主に、「①任意後見契約書の作成費」と「②任意後見人および任意後見監督人の事務の費用と報酬」が必要になります。

1) 任意後見契約書の作成に必要な費用

任意後見契約を結ぶためには、公証人に任意後見契約公正証書の作成を依頼する必要があります。公証人に任意後見契約書を作成してもらうために必要な費用は、以下の通りです。

・任意後見契約の公正証書1件当たりの費用は2～3万円程度になります。

- ・公正証書の作成手数料：（任意後見契約1件につき）11,000円  
 ※ただし公証人が、本人の自宅や病院等へ出張して公正証書を作成する場合、手数料が5割増しになり、さらに日当（1日2万円。4時間以内なら1万円）および交通費（実費）が必要になります。
- ・公正証書代（正本2通・謄本1通）：10,000円程度（←証書1枚あたり250円）
- ・任意後見契約の登記の嘱託手数料：1,400円
- ・登記手数料：（1件につき）2,600円

## 2) 任意後見制度を利用する場合に必要な費用

### (1) 任意後見人の事務の費用

任意後見人が、契約に基づいて代理事務を行うために要した費用（交通費やその他実費などの経費）については、任意後見契約の中で「後見事務を行うために必要な費用は、本人の財産から支出するものとする」などと定めておくことによって、任意後見人が管理する本人の財産から支出することができます。

### (2) 任意後見人の報酬

任意後見人の報酬額は、契約で自由に決めることができます。

親族が任意後見人になる場合は、報酬は受け取らないとする場合が多いようです。他方、親族以外の第三者（弁護士、司法書士など）が任意後見人になる場合、報酬の約定がされるのが普通です。もちろん、任意後見人を家族にする場合でも、報酬額を設定することは自由です。任意後見人の仕事は決して楽ではないので、少額であっても設定する意味はあります。

その場合、任意後見契約の中に、報酬の金額や支払時期などの事項を定めることになります。実務では、仕事の量や性質に応じて、1か月当たり1～3万円程度とするケースが多いようです。報酬は、本人の財産から支払われることになります。

いずれにせよ、任意後見人の報酬については、任意後見契約を結ぶときに、本人と任意後見受任者が話し合って金額、支払いの時期等の条件を決めることになります。

契約書には基本報酬額だけでなく、報酬額の変更条件や特別報酬について取り決めておくことも可能です。ちなみに、任意後見人の報酬を無報酬にする場合は、契約書には、無報酬であると記載する必要があります。

### (3) 任意後見監督人の事務の費用

任意後見監督人の事務を行うために必要な費用は、本人の財産の中から支払われます。

### (4) 任意後見監督人の報酬

任意後見監督人の事務の報酬は、法定後見における監督人と同じように、法律に基づき家庭裁判所が審判により決定します。（任意後見法第7条4項、民法第861条2項、862条）

## 7 任意後見の終了

任意後見契約は委任契約ですから、民法で委任契約一般に認められている終了事由があれば、終了します。それは以下の三つです（民法第653条1号から3号）。

- ① 本人、任意後見人の死亡
- ② 本人、任意後見人が破産したこと
- ③ 任意後見人について後見が始まったこと

## 8 任意後見契約の解除

任意後見契約はあくまで当事者間の契約ですから、契約を解除することによっても終了します。ただし、解除するときにも公証人の認証を受けた書面によってしなければなりません（任意後見法第9条1項）。

また、すでに任意後見が始まった後は、本人の保護が必要な状況（＝判断能力が不十分な状態）になっているので、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができるとされています。（任意後見法9条2項）。

## 9 任意後見監督人の辞任、解任

任意後見監督人の辞任、解任についても、後見人の規定が準用されています（任意後見法第7条4項、民法第844条、任意後見法第8条）。任意後見監督人は正当な事由があり、家庭裁判所の許可があるときに限り辞任することができます。任意後見監督人に不正な行為、著しい不行跡、その他任意後見監督の任務に適さない事由があれば、家庭裁判所は、申立てによるかまたは職権で解任することができます。

## 10 任意後見と法定後見

### 1) 任意後見と法定後見の関係

任意後見の対象となる人と、法定後見の対象となる人は、ともに精神上の障害によって判断能力が不足する人なので、任意後見契約が結ばれている場合、理論上はどちらの制度も始めることができますとも言えます。

しかし、本人があらかじめ信頼できる人を選び、その人に任せる権限の内容を合意により定めているわけですから、本人の意思を尊重して任意後見が原則として優先することとされています。

ただし、例外的に、家庭裁判所が代理権だけでなく同意権も与える必要があると判断するといったような場合には法定後見が始まることとなります（任意後見法第10条1項）。

### 2) 任意後見制度のメリットとデメリット

任意後見制度には、以下のようなメリットとデメリットがあります。

(1) 任意後見制度のメリット

任意後見制度のメリットとしては、以下のものが挙げられます。

① 任意後見人を自分で選ぶことができる

任意後見制度では、判断能力が十分ある時点で自らの希望する人を任意後見人にすることができます。

法定後見制度では、誰が後見人になるかわからないという不安がありますので、信頼できる人物に自分の将来の財産管理などを任せられるというのは大きなメリットです。

② 任意後見人の権限もあらかじめ決められることができる

任意後見人の権限は、任意後見契約によって定められた事項に限られます。そのため、自分が希望する支援の内容をあらかじめ契約に盛り込んでおくことによって、自分の判断能力が低下した後も自分の意思を反映させた財産管理などを行うことが可能になります。

法定後見制度では、本人の利益を考えながら後見人は行動することになりますが、本人がどのような希望を示していたかがわからないため、十分に本人の意思を反映させることはできないことがあります。

③ 後見監督人による監督が期待できる

任意後見制度では、任意後見人の事務処理を家庭裁判所によって選任された後見監督人が監督することになります。

本人の判断能力がなくなった後も、任意後見人による不当な財産処分を防止することが可能となりますので、安心して利用をすることができます。

(2) 任意後見制度のデメリット

任意後見制度のデメリットとしては、以下のものが挙げられます。

① 死後の処理を委任することができない

任意後見人の権限は、本人の死亡によって終了します。そのため、本人が死亡した後の葬儀、自宅の片づけ、相続手続きなどを任意後見人に委任することはできません。

② 取消権がない

任意後見人には、法定後見人に認められている取消権がありません。本人が消費者にとって不利な契約を結ぶ、いわゆる消費者被害にあったとしても、任意後見人には、その契約を取り消す権限はありません。そのため、本人の保護としては不十分な場合もあります。

1.1 老後に備える財産管理のための制度

1) 見守り（見守り契約を任意後見契約と併用）

一般的な任意後見契約は、将来の可能性に備える「将来型」の契約です。判断能力低下は本人にとってもわからないままに進行することもありますが、任意後見監督人選任までの期間については、任意後見人は何もする権限がありません



したがって、実際に適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触しその生活状況や健康状況を把握しておくことが必要です。日頃本人と交流がない人が任意後見受任者となった場合には、本人の判断能力の低下を見逃さないよう、見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

## 2) 財産管理等委任契約

財産管理委任契約は、判断能力はあるけれども身体が不自由な場合の利用に適するものです。したがって、受任者が適切に財産管理事務を行っているかは委任者自身で監督が可能ですが、しかし、財産管理委任契約を締結した後に、委任者が認知症等で判断能力が低下してしまうと、監督が十分にできなくなってしまうおそれがあります。

そこで、認知症になってしまった場合に備えて、財産管理委任契約と任意後見契約を同時に結んでおくこともできます。

この方法は非常に効果的で、財産管理委任契約のみだと、認知症などにより判断能力が低下した後に成年後見制度を申し立てることになるため、審判が出るまでに数か月間かかる場合があります。

一方で、同時に任意後見契約を結んでいた場合には、すぐに任意後見開始の手続きを始めることが可能になります。

## 3) 死後事務委任契約

死後事務委任契約は、生前、代理人を選任し、死後において処理が必要となる様々な手続の履行を委任する契約です。

財産管理等委任契約や任意後見契約は、委任した人が生きている間のことを委任するものです。それに対して、死後事務委任契約は、信頼できる人に、亡くなった後の諸手続、葬儀、法要、埋葬等に関する事務を委任する契約です。

## 4) 家族信託

家族信託とは、本人が元気なうちに、信頼できる家族（受託者）に本人（委託者）の財産を託し、本人や大切な人（受益者）のためにその管理を任せるものであり、受託者は信託契約で定められた目的に従って管理・処分を行います。受託者との間で信託契約を結ぶことで成立します。家族信託では、委ねられた財産（信託財産）は、委託者や受託者の財産とは分けて管理されます。

家族信託には、委託者、受託者以外に、受益者もかかわってきます。受益者とは、信託財産から得られる利益を享受する人です。委託者自らが受益者となる以外に、第三者を受益者にすることも可能です。

また、信託「監督人」等を契約上定めることで受託者を監督させることもできます。

成年後見制度は、柔軟な財産管理という点より、財産を適切に管理し、かつ、マイナスにしないように維持することに重点を置いているといえます。

一方、家族信託契約では、財産管理について選択できる方法や幅が広いため、財産の持ち主である本人以外に、本人と人生を共にする家族の希望を実現しやすいというメリットがあります。

ところで、家族信託と任意後見などの成年後見制度は、カバーできる範囲が違います。

成年後見人の場合は、財産管理だけでなく、成年被後見人の身上保護を行います。家族信託は、あくまで財産管理の手法であり、信託契約で取り決めた信託資産の管理内容だけに権限が限られているため、受託者であっても後見人の「身上保護」にあたる行為はできません。

このように家族信託では、本人の介護や老人ホームへの入居・入退院手続きなどの身上保護に対応できないため、こうした支援が必要となる場合は、成年後見制度を利用する必要があります。認知症に対する備えや老後対策をできるだけ完全にしたいなら、本人が元気なうちから家族信託と任意後見を並存的に利用することも検討すべきです。

(担当：小澤佳代子)

## 参考資料

### Ⅰ 任意後見契約公正証書（将来型）

本公証人は、委任者●●（以下「〇〇さん」という。）及び受任者一般社団法人中野権利擁護センターアクセプト（以下「当センター」という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この公正証書を作成する。

#### 第1条（契約の趣旨）

〇〇さんは、当センターに対し、令和〇年〇月〇日、任意後見契約に関する法律に基づき、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における〇〇さんの生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下、「後見事務」という。）を委任し、当センターは、これを受任する。

#### 第2条（見守り義務）

当センターは、前条の任意後見契約（以下「本任意後見契約」という。）がその効力を生じたか否かにかかわらず、適宜電話で〇〇さんの安否を確認し、〇〇さんと面接し、ヘルパーその他の日常生活援助者から〇〇さんの生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から〇〇さんの心身の状態について説明を受けることなどにより、〇〇さんの生活状況及び健康状態の把握に努め、〇〇さんにつき任意後見監督人選任の申立てをすべきか否かを常に考慮し、判断しなければならない。

#### 第3条（契約の発効）

- 1 本任意後見契約は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 2 本任意後見契約締結後、〇〇さんが精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、当センターが本任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めるときは、当センターは、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の申立てをしなければならない。契約の効力発生後における〇〇さんと当センターとの法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

#### 第4条（後見事務の範囲）

〇〇さんは、当センターに対し、別紙「代理権目録（任意後見契約）」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

#### 第5条（証書等の引渡し及び使用）

1 当センターは、本件後見事務を行うに当たって、次の証書等及びこれらに準ずるものの引渡しを受けることが必要であると判断したときは、〇〇さんに対し、その引渡しを請求し、〇〇さんは、これに応じるものとする。

- (1)登記済権利証
- (2)実印・銀行印
- (3)印鑑登録カード・マイナンバーカード
- (4)預貯金通帳
- (5)各種キャッシュカード
- (6)有価証券・その預り証
- (7)年金関係書類
- (8)土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類

2 当センターは、〇〇さんから前の証書等の引渡しを受けたときは、その明細を記載した預り証を作成して〇〇さんに交付する。

3 当センターは、本任意後見契約の効力発生後、〇〇さん以外の者が第1項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。

4 当センターは、本件後見事務を処理するために必要な範囲で、前記の証書等を使用するほか、〇〇さん宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

#### 第6条（ライフプラン）

当センターは、本件後見事務を遂行するに当たっては、〇〇さんの作成にかかる別紙「ライフプラン」を〇〇さんの意思を示すものとして尊重し、その内容に沿った介護、福祉、医療その他のサービスを実現するように努めるものとする。ただし、このライフプランは、別紙「代理権目録（任意後見）」に記載した当センターの代理権に制限を加えるものではない。また、当センターがこのライフラインに沿って本件後見事務を行うことが〇〇さんの利益にとって適切ではないと判断したときは、ライフプランの趣旨を考慮し、より適切な本件後見事務を行うものとする。

#### 第7条（任意後見監督人の同意を要する事項）

当センターは、〇〇さん所有の不動産につき、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、任意後見監督人の書面による同意を得なければならない。

※民法上、成年被後見人・被保佐人・被補助人の居住用不動産を処分するには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。任意後見法上、同様の規定はありません。任意後見

人の権限濫用を防ぐため、本人所有の不動産の処分につき、任意後見監督人の同意を必要とすることを規定しました。

#### 第8条（費用の負担）

- 1 当センターが本件後見事務を行うために必要な費用は、〇〇さんの負担とし、当センターは、その管理する〇〇さんの財産からこれを支出するものとする。
- 2 任意後見監督人選任の審判に要する費用は〇〇さんの負担とし、当センターが立替支出したときは、当センターは、任意後見監督人選任後に、その管理する〇〇さんの財産の中からその支弁を受けることができる。

#### 第9条（報酬）

- 1 〇〇さんは、本契約の効力発生後、当センターに対し、本件後見事務処理に対する報酬として毎月末日限り金円を支払うものとし、当センターは、その管理する〇〇さんの財産からその支払を受けることができる。
- 2 前項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、〇〇さん及び当センターは、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができる。
  - (1) 〇〇さんの生活状況又は健康状態の変化
  - (2) 経済情勢の変動
  - (3) その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生
- 3 前項の場合において、〇〇さんがその意思を表示することができない状況にあるときは、当センターは、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。
- 4 第2項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。
- 5 後見事務処理が、不動産の売却処分、訴訟行為、その他通常の財産管理事務の範囲を超えた場合には、〇〇さんは当センターに対し毎月の報酬とは別に報酬を支払う。この場合の報酬額は、〇〇さんと当センターが任意後見監督人と協議の上これを定める。〇〇さんがその意思を表示することができないときは、当センターは任意後見監督人の書面による同意を得てこれを決定することができる。

#### 第10条（報告）

- 1 当センターは、任意後見監督人に対し、6か月（任意後見監督人がこれより短い期間を定めたときは、その期間）ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。
  - (1) 当センターの管理する〇〇さんの財産の管理状況
  - (2) 〇〇さんを代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及び〇〇さんを代理して処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方

(3)〇〇さんを代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況

(4)〇〇さんの身上監護につき行った措置

(5)費用の支出及び支出した時期・理由・相手方

(6)報酬の定めがある場合の報酬の收受

2 当センターは、〇〇さん又は任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

3 当センターは、前2項の報告について資料を求められたときは、これを提示しなければならない。

#### 第11条（契約の解除）

1 〇〇さん又は当センターは、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本任意後見契約を解除することができる。

2 〇〇さん又は当センターは、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本任意後見契約を解除することができる。

#### 第12条（契約の終了）

1 本任意後見契約は、次の場合に終了する。

(1)〇〇さん又は当センターが死亡し又は破産手続開始決定を受けたとき

(2)当センターが法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき

(3)当センターが任意後見人を解任されたとき

(4)〇〇さんが任意後見監督人選任後に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判を受けたとき

(5)本任意後見契約が解除されたとき

2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、〇〇さん又は当センターは、速やかにその旨を任意後見監督人に通知し、任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。

#### 第13条（守秘義務）

当センターは、本件後見事務に関して知り得た秘密を、正当な理由なく第三者にもらしてはならない。

委任する人

住所 氏名 〇〇 年 月 日生

受任する人

法人所在地 一般社団法人中野権利擁護センターアクセプト

## 2 代理権目録

平成十二年法務省令第九号

「任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令」

### 第1号様式 代理権目録（チェック方式による任意後見契約の代理権目録）

#### A 財産の管理・保存・処分等に関する事項

A 1  甲に帰属する別紙「財産目録」記載の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金〔B 1・B 2〕を除く。）並びにその果実の管理・保存

A 2  上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更

売却

賃貸借契約の締結・変更・解除

担保権の設定契約の締結・変・解除

その他（別紙「財産の管理・保存・処分等目録」記載のとおり）

#### B 金融機関との取引に関する事項

B 1  甲に帰属する別紙「預貯金等目録」記載の預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。）

B 2  預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引

B 3  貸金庫取引

B 4  保護預り取引

B 5  金融機関とのその他の取引

当座勘定取引

融資取引

保証取引

担保提供取引

証券取引〔国債、公共債、金融債、社債、投資信託等〕

為替取引

信託取引（予定（予想）配当率を付した金銭信託（貸付信託）を含む。）

その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）

B 6  金融機関とのすべての取引

#### C 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項

C 1  定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続

家賃・地代

年金・障害手当金その他の社会保障給付

その他（別紙「定期的な収入の受領等目録」記載のとおり）

C 2  定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続

家賃・地代

- 公共料金
- 保険料
- ローンの返済金
- その他（別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」記載のとおり）
- D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
  - D 1 生活費の送金
  - D 2 日用品の購入その他日常生活に関する取引
  - D 3 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- E 相続に関する事項
  - E 1 遺産分割又は相続の承認・放棄
  - E 2 贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾
  - E 3 寄与分を定める申立て
  - E 4 遺留分減殺の請求
- F 保険に関する事項
  - F 1 保険契約の締結・変更・解除
  - F 2 保険金の受領
- G 証書等の保管及び各種の手続に関する事項
  - G 1 次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
    - 登記済権利証
    - 実印・銀行印・印鑑登録カード
    - その他（別紙「証書等の保管等目録」記載のとおり）
  - G 2 株券等の保護預り取引に関する事項
  - G 3 登記の申請
  - G 4 供託の申請
  - G 5 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
  - G 6 税金の申告・納付
- H 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
  - H 1 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
  - H 2 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
  - H 3 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
  - H 4 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
  - H 5 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する異議申立て
- I 住居に関する事項



- I 1  居住用不動産の購入
- I 2  居住用不動産の処分
- I 3  借地契約の締結・変更・解除
- I 4  借家契約の締結・変更・解除
- I 5  住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
- J 医療に関する事項
  - J 1  医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
  - J 2  病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- K  A～J以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」記載のとおり）
- L 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
  - L 1  裁判外の和解（示談）
  - L 2  仲裁契約
  - L 3  行政機関等に対する不服申立て及びその手続の追行
  - L 4・1 任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
    - L 4・1・1  訴訟行為（訴訟の提起、調停若しくは保全処分の申立て又はこれらの手続の追行、応訴等）
    - L 4・1・2  民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人の選任等）
  - L 4・2  任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項について授權をすること
  - L 5  紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」記載のとおり）
- M 復代理人・事務代行者に関する事項
  - M 1  復代理人の選任
  - M 2  事務代行者の指定
- N 以上の各事務に関連する事項
  - N 1  以上の各事項の処理に必要な費用の支払
  - N 2  以上の各事項に関連する一切の事項

注1 本号様式を用いない場合には、すべて附録第2号様式によること。

2 任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。

3 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔L 4・1〕を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載して添付すること。

4 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔L 4・1〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載して添付すること。（第三者の同意（承

認)を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所(法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)を明記すること。)

5 別紙に委任事項・特約事項を記載するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

**附録第2号様式による任意後見契約の代理権目録(自由記載方式)**

代理権目録

(記載事項の具体例)

- 1 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約(類似の共済契約等を含む)に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引(契約の変更、解除を含む)に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置(施設入所措置を含む)の申請及び決定に対する異議申立てに関する事項
- 8 シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 居住用不動産の購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
- 12 遺産分割の協議、遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事項
- 13 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 14 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 15 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立て、紛争の処理(弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む)に関する事項
- 16 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 17 以上の各事項に関連する一切の事項

## 2 任意後見契約代理権目録例

平成十二年法務省令第九号

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令

任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条に規定する証書の様式に関する省令を次のように定める。

1 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十五条及び第三十六条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあっては、国籍）を記載しなければならない。

2 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、附録第一号様式又は附録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。

3 前項の用紙は、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格A列四番の丈夫な紙とする。ただし、A列四番の紙に代えて、B列四番の紙とすることを妨げない。附録第2号様式

- 一 何 何
- 一 何 何
- 一 何 何
- 一 何 何
- 一 何 何
- 一 何 何

第1号様式を用いない場合には、すべて本号様式によること。

2 各事項（訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同し代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載して添付すること。

3 各事項（任意後見受任者が弁護士である場合には、訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載して添付すること（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。

4 別紙に委任事項・特約事項を記載するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

契約ですから、標準的な代理権目録のうち不要な項目を削除したり、限定的な内容に変更したり、さらには制限を付したりすることができます。

例えば、「1 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項」について、「ただし、居住用不動産の処分は含まない。」とする例は、よく見受けられます。

また、「2 金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項」を「〇〇銀行〇〇支店の委託者名義の普通預金口座（口座番号〇〇）から月額合計金〇〇万円を限度とする払戻し」とする例など、制限的な内容とすることもあります。

## 第8章 市民後見活動

### 1 市民後見人の理念と役割

#### 1) 市民後見人に期待される活動

後見人について民法が掲げる欠格事由<sup>i</sup>は、①未成年者や②破産者、③不正な行為や不行跡で法定代理人等を免ぜられたことがある者など5項目のみであり、ほとんど誰もが後見人となることができます。

その中でも「市民後見人」とは、どのような人たちをいうのでしょうか。

これについては法的な規定がなく、あくまでも統計事務上の便宜として、最高裁判所が、次のように定義<sup>ii</sup>しています。

市民後見人とは、「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士、社会保険労務士）以外の自然人のうち、本人（被後見人等）と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）や交友関係がなく、社会貢献のため、自治体等が行う養成講座などにより成年後見制度について一定の知識や技術・態度を身に着けた上、他人の後見人となることを希望し、家庭裁判所から選任された者」をいう。

少子超高齢化社会では、親族をなくし、単身で生活する高齢者世帯が、確実に増えていきます。今後、希望しても、親族後見人を確保できない者の増加も見込まれます。

このような中で、認知症高齢者等の権利を確実に擁護していくには、市民による相互支援の取り組み、「地域共生」の社会づくりの必要性が言われるようになってきました。つまり、市民後見とは、市民が地域社会に貢献する活動形態のひとつであると言えます。

しかしながら、実際に選任される市民後見人の数は、まだまだ少ないのが現状です。

最高裁の資料では、令和3（2021）年の1年間に後見等の開始が認容された4万件弱のうち、市民後見人は320件となっています。親族以外の者が後見人となる割合は8割ですが、市民後見人は、その中のわずか1%を占めるにすぎません。

地方では、後見人不足が切実な問題です。そこで「新オレンジプラン」では、市民後見人活動の推進体制整備を掲げ、「市民後見人・活用推進事業」なども実施され、市民を成年後見制度を支えていく重要な人材として位置付けています。

東京では、幸いにも多くの様々な専門職が活躍し、後見活動にも積極的に参画していますが、それでも、本人にそれほど財産がなく、また、財産等に係る紛争なども想定されない、いわゆる身上保護<sup>iii</sup>に重きが置かれる後見対象者の多くが、潜在的ニーズとして取り残されている現状があり、後見人の人材不足に、全国状況との違いはありません。

このように低調な制度の利用を促進するため、国では成年後見制度利用促進法を制定

し、国、自治体、それぞれに利用促進計画を策定することとなりました。

当アクセプトの地元、中野区においても令和3（2021）年10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」を策定しています。この中から、市民後見人に係る事項をいくつか抜粋して紹介します。

まず、計画全体の目標を、「区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会」としています。

次に、この目標のための基本施策のひとつとして、「地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの構築」を設定しています。

さらに、この施策のために考えている主な取組として、①親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施、②後見人や支援者等からの相談への対応と支援、③市民後見人（社会貢献型後見人）の育成と活用、④法人後見実施団体に対する支援の検討を掲げています。

特に注目したいのは、③の取組「市民後見人の育成・活用」についてですが、「本人と近い地域に住む方が、地域の支えあいという視点を持ちながら後見活動を行うことができる市民後見人（社会貢献型後見人）を育成し、後見人等の担い手として積極的に活躍の場をつくっていきます。」と計画しています。

今後、この推進計画の具体化が進めば、中野区においても市民後見人に対するニーズや活動場面が、大きく拡大していくことでしょう。

なお、市民後見人には、これらの法定後見における活動を通じて得た経験や知識を生かし、知人や友人、親族等との間で「任意後見契約」<sup>iv</sup>を締結し、任意後見の受任者（任意後見人）としての活躍も期待されています。

## 2) 市民後見人の特長（活かしたい強み）

預貯金資産や不動産の管理、税制度などに関する優れた専門的知識があるだけでは、必ずしも良い後見活動ができるとは限りません。

成年後見人の職務は、本人の財産の管理が中心と考えられがちですが、民法第858条では、「被成年後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務」と2つの事務（法律行為）を規定しています。後見対象者の権利擁護といったとき、財産的経済的被害からの保護は、権利擁護のごく一部にすぎません。生命を守り、またその人らしく生きること（自己実現）や生活全体を守り・支援することが後見活動の究極の目的といえます。

市民後見人は、本人と同じ地域に暮らす身近な存在であり、その地域の実情や各種情報を把握して、本人に寄り添い、その心身の状態や生活の状況に十分に配慮しながら身上保護にあたることのできる強みがあります。そうした地域の隣人として、虐待問題をいち早く察知し、関係機関通報などの適切、迅速な対応も可能となります。

また、後見人の報酬額<sup>7</sup>では、家裁は、職業的後見人ともいえる専門職を選任した場合、審判の算定事例を踏まえて、「基本報酬」を2万円とするなどの目安を示したうえで、親族後見人等については、申立てがあれば、「これを参考に事案に応じて減額」することがあると説明しています。

市民後見人の報酬や公的助成策のあり方については後述しますが、比較的低額で行われる後見報酬額審判は、その負担が困難な低所得層（生活保護受給者を含む）の方々の成年後見制度の利用促進上では利点といえます。

### 3) 活動の規範（後見支援活動のあり方）

市民後見人の活動形態では、単独で後見にあたることも考えられますが、もうひとつ後見事務を複数の後見人で分担（分掌）する「複数後見」があります。この形態においては、財産管理を専門職後見人が、身上保護を市民後見人が担当するといったことが可能です。さらに、当法人や各地の社会福祉協議会などが行う「法人後見」での活動（法人との雇用又は登録支援員としての活動）形態があります。

これら複数後見や法人組織での後見の形態においては、活動に携わる市民後見人の心理的・肉体的負担が軽減され、決して無理することなく、身の丈に合った社会貢献としての活動が継続できるというメリットがあります。

しかし、前者の複数後見の場合には、それぞれの後見人は独立した判断で後見活動を行うことから、後見人相互のコミュニケーション不足により、それぞれの後見計画に矛盾が生じ、いわゆる「船頭多くして、船山に登る」状態の出来が問題点として指摘されています。また、この複数人による後見では、ときに家裁が、後見事務の「共同行使」の審判を行うことがありますが、この場合は逆に、後見人全員の合意がなければ、後見活動が停滞してしまうおそれがあります。

こうしたことから、これからの市民後見人の活動形態は、法人後見を主流とすべきであると思われる。

後見人として活動する場合の行動規範や求められる倫理観には、市民後見人と親族後見人、専門職後見人に違いはありません。

全ての後見人に課せられている法定義務は、前述の民法第858条に規定する「本人意思の尊重義務」「身上配慮義務」と第644条の「善良な管理者の注意義務（善管注意義務）」です。これらに違反し、本人に損害が生じた場合には、後見人の賠償責任が問われることがあります。

後見人は、恒に自らの活動について、適切な意思決定支援（本人意思の尊重）に基づいて①本人の利益が擁護されているか、②財産管理を偏重することなく十分な身上保護がなされているか、③後見事務に伴う事実行為の範囲を逸脱した行為となっていないか、

④本人との間で利益相反となる関係にはないか、そして⑤本人の個人情報について適切な保護に努めているかなどを点検していかなければなりません。

また、市民後見人については、家裁が後見監督人を選任することが多くありますが、この場合、後見監督人に対して、適切な相談や協議、報告を行う必要があります。

## 2 市民後見人及び親族後見人への支援

### 1) 人材の確保と養成

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」という少々長い名称の法律が平成23（2012）年に成立し、これによって、認知症高齢者の権利擁護推進を目的として、老人福祉法の一部も次のように改正され、翌年4月施行されました。

老人福祉法第32条の2（後見等に係る体制の整備等）

第1項：市町村長による成年後見審判請求が円滑に行えるよう、市民後見人材の育成・活用のため、市民後見人の研修実施や家裁への後見人候補としての推薦、その他の措置を講ずるよう努める。

第2項：都道府県は、市町村のこれらの取組みを援助するよう努める。

努力規定ではありますが、この法改正で市町村において市民後見人の養成研修等が行われることとなりました。また、この時策定された「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」は、この3年後に前述の「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」に引き継がれることとなりました。なお、新オレンジプランは、厚労省のみならず内閣官房や内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省といった、関係省庁の共同策定によるものです。

新オレンジプランの7つの柱のひとつに、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」があります。この柱では、高齢者の詐欺等の消費者被害の防止、高齢者虐待の防止や身体拘束ゼロ推進などの高齢者の安全確保策が謳われており、これらともに、成年後見制度等の周知や利用促進も取り上げられ、①市民後見人養成研修の実施、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制構築、③市民後見人の適正な活動のための支援等、また、これらを通じて④市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行うこととしています。こうした計画の具体策のひとつが、前述の「市民後見人・活用推進事業」の実施です。

### 2) 活動へのサポート

前節までに触れたように、市民後見人は養成研修を受講しただけでは、十分な活動が行えるものではありません。自治体による折に触れた現任の研修や学習会も必要でしょう



し、適正な活動のためのサポート体制や活用推進体制が地域で構築される必要があります。

はじめに市民後見人の活用の面で考えると、市町村長による後見審判の申立てを行う場合に、積極的に市民後見人を候補者として推薦することが必要です。また、市民後見人等が所属するNPOなどの非営利活動法人に対する支援策も必要となります。

次に、後見人や後見監督人等の報酬のことですが、後見報酬の負担さえ困難な低所得層の対象者が、さらに監督報酬を負担することなどほとんど不可能といえます。

なお、この人的活動に対する報酬について触れるときに強調しておきたいのは、市民後見人は地域社会への貢献活動ではありますが、一般的な意味でのボランティア活動ではないということです。成年後見人には、選任されることで一定の法定義務が課せられ、また、損害の賠償責任を問われるなど、極めて重い責任を持った活動であり、相応の報酬が保障されなければ、安定した活動は継続できないものと考えます。

この点を考慮すると、これら経費への公的な助成がなければ後見制度の利用促進は図れません。公費助成策には様々な方法が考えられますが、例えば、監督については、公正中立な立場の社会福祉協議会職員が後見監督機能を発揮し、その人件費を公的に助成することで、結果として被後見人の本人負担をなくするという手法も考えられます。

さらに、市民後見人として活動する中での疑問や不安への相談体制、制度改正や新たな知見に関する説明会や研修機会の確保、場合によっては市民後見人と被後見人又はその親族との間で生じたトラブルに対する調停機能（後見オンブズマン）も整備する必要があります。

これらの活動支援策の多くは、市民後見人のみならず、同じく専門的知識を持たずに活動する親族後見人に対しても広く適用することで、制度の利用促進が図られるものと考えます。  
(担当：野村建樹)

---

i 民法第 847 条（後見人の欠格事由）

ii 『成年後見関係事件の概況—令和 3 年 1 月～12 月—』最高裁判所事務総局家庭局編

iii 監督的な意味を強調する「身上監護」と表記されてきたが、本人の意思・意向を尊重し、その心身や生活状況に配慮した意思決定支援の考えから、「身上保護」と表記するようになった。

iv 第 6 章法定後見制度各論 II 任意後見制度を参照のこと。任意後見契約に関する法律に基づく後見

v 「成年後見人等の報酬額のめやす」H25.1.1 東京家庭裁判所